



平成 23 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社吉野家ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 安部 修仁
コード番号 9861 東証 第 1 部
問 合 せ 先 社長室長 齋藤 公利
(TEL. 03-4332-9701)

会 社 名 株式会社京樽
代 表 者 名 代表取締役社長 山下 昌三
コード番号 8187 大証 JASDAQ
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 河江 泰平
(TEL. 03-5847-2311)

株式会社吉野家ホールディングスと株式会社京樽の株式交換契約締結についてのお知らせ

株式会社吉野家ホールディングス（以下「吉野家ホールディングス」）と株式会社京樽（以下「京樽」）は、平成 23 年 2 月 25 日開催の各社取締役会において、吉野家ホールディングスが京樽を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを決議し、株式交換契約を締結しましたので、以下の通りお知らせいたします。

本株式交換については、平成 23 年 3 月 29 日に開催予定の京樽の定時株主総会において承認を受けたうえ、平成 23 年 7 月 1 日を株式交換の効力発生日とする予定です。また、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、吉野家ホールディングスにおいては簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う予定であります。

なお、本株式交換の効力発生日（平成 23 年 7 月 1 日予定）に先立ち、京樽の普通株式は株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場（以下「JASDAQ 市場」）において、平成 23 年 6 月 28 日付で上場廃止（最終売買日は平成 23 年 6 月 27 日）となる予定であります。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

吉野家ホールディングスは、平成 11 年 4 月に当時会社更生法を申請し再建中であった京樽の支援に参画、同年 11 月には第三者割当増資の引き受けにより京樽の発行済株式総数の 50%を取得し、更に平成 12 年 9 月に他の株主からの株式追加取得により京樽を子会社いたしました。以来、吉野家ホールディングスと京樽は、経営方針、店舗運営等、互いに独

自性を尊重しつつ、経営資源の相互利用を進めてまいりました。京樽は「鮎」を中心としたフードサービス事業を展開しており、主軸であるテイクアウト事業では大ヒット商品となった「茶きん鮎」の開発など「技術と伝統」が強みであり、また、吉野家ホールディングスは、純粋持株会社として、グループ全体の経営戦略の策定やグループの資金管理及びリスク管理等を担っており、これまでグループの事業構造改善や体質強化に一定の成果を上げてまいりました。

一方、外食業界を取り巻く環境は、節約志向や購買意欲の停滞等から消費者の外食を控える傾向は依然として強く、経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。このような環境の中、吉野家ホールディングスグループは、当期「今後、外部環境が更に悪化し、売上高が減少したとしても今期末までに連結営業利益率5%を達成できる収益構造をつくり上げる」という経営課題を掲げ、グループ全体でこの課題実現に向け、グループ横断的な取り組みである「商品・物流委員会」によるコスト削減や物流システムの改善を図っております。また、吉野家ホールディングスの完全子会社の間接業務の一元化を図ることで、グループ内の管理業務の効率化を図ると共に、本部コストの低減を目指しております。その一方で、グループ主要会社では、「原点回帰」を図り、店舗サービスレベルの向上、既存商品のブラッシュアップと新商品開発を実践し、顧客に支持される業態づくりに努めてまいりました。

こうした状況の中、京樽においても収益構造の改善、事業構造改革及び業績回復は喫緊の課題であります。上述の「商品・物流委員会」の活動やグループ内の管理業務の効率化等、京樽も含めたグループ一体として取り組むことにより、一層のシナジー効果が期待できる領域、両社の企業価値の向上を目的とした諸施策について、さまざまな視点から協議・検討を重ねてまいりました。その結果、京樽におけるより一層の事業基盤の強化・収益性及び中長期的企業価値の向上並びに吉野家ホールディングスグループにおける企業価値の最大化をはかり、両社のステークホルダーの利益に資する取り組みを遂行するためには、これまで以上に吉野家ホールディングスと京樽が強固な協力体制を構築することが必要であると認識しました。また、京樽の経営戦略について機動的な意志決定を可能とする枠組みの構築が従来にも増して急務であり、そのためには吉野家ホールディングスが京樽を完全子会社化することが不可欠であるとの結論に至りました。

これにより、京樽は吉野家ホールディングスの傘下となり、経営における迅速な意志決定及び安定的な事業運営に注力することが可能となり、競争環境が熾烈化している外食業界において、競合他社に対して京樽の高い技術力とノウハウを最大限に発揮した高付加価値製品の開発に注力し、マーケットにおける競争力を高めることができるものと考えております。更に、両社がより強固に結びつくことにより、間接業務の一元化や、店舗開発の共有、店舗に関わるハード面、店舗運営のソフト面、今後の海外展開についてのノウハウ

等の共有も可能となり、それぞれの機能の最適化を目指す所存でございます。

今回の施策により、吉野家ホールディングスグループは重要戦略を機動的かつ迅速に実行できる体制を一早く構築し、これにより経営のスピードを更に加速させ、既存事業の強化と、アジアを代表する外食プレーヤーとして、アジアにおける圧倒的なプレゼンスを確立するべくグループ一丸となって邁進してまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

定時株主総会基準日（京樽）	平成22年12月31日（金）
株式交換決議取締役会（両社）	平成23年2月25日（金）
株式交換契約締結日	平成23年2月25日（金）
定時株主総会開催日（京樽）	平成23年3月29日（火）（予定）
最終売買日（京樽）	平成23年6月27日（月）（予定）
上場廃止日（京樽）	平成23年6月28日（火）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成23年7月1日（金）（予定）

（注1）本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、完全親会社となる吉野家ホールディングスは簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに行う予定です。

（注2）本株式交換手続を進める中で本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等には、両社間で協議し合意のうえ、日程、手続、条件等を変更する場合があります。

(2) 本株式交換の方式

吉野家ホールディングスを完全親会社、京樽を完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、完全親会社となる吉野家ホールディングスにおいては簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに、完全子会社となる京樽においては定時株主総会における承認を受けたうえで、平成23年7月1日を効力発生日とする予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	吉野家ホールディングス (株式交換完全親会社)	京樽 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	0.5
本株式交換により 交付する株式数	吉野家ホールディングス普通株式：17,450株（予定）	

（注1）株式の割当比率

京樽の株式1株に対して、吉野家ホールディングスの株式0.5株を割当て交付いたします。

ただし、吉野家ホールディングスが保有する京樽株式 35,100 株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する吉野家ホールディングスの株式数

吉野家ホールディングスは本株式交換により、普通株式 17,450 株を京樽株主に対して割当て交付いたしますが、交付する株式には、吉野家ホールディングスが保有する自己株式（平成 23 年 1 月 31 日現在 163,904 株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。なお、交付する株式数は、京樽が反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、吉野家ホールディングスの 1 株に満たない端数の交付を受けることとなる京樽の現株主の皆様に対しては、会社法第 234 条に従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

京樽は、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行しておりません。

3. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、吉野家ホールディングスは野村証券株式会社（以下「野村証券」）を、京樽は税理士法人レクス会計事務所（以下「レクス会計事務所」）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

野村証券は、吉野家ホールディングス及び京樽について、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うと同時に、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）による算定も行いました。野村証券による算定結果は、以下の通りです。下記の株式交換比率の算定レンジは、京樽の普通株式 1 株について割当てられる吉野家ホールディングスの普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、平成 23 年 2 月 23 日の株価終値、平成 23 年 2 月 17 日から平成 23 年 2 月 23 日までの 5 営業日の終値平均株価、平成 23 年 1 月 24 日から平成 23 年 2 月 23 日までの 1 ヶ月間の終値平均株価、平成 22 年 11 月 24 日から平成 23 年 2 月 23 日までの 3 ヶ月間の終値平均株価、並びに平成 22 年 8 月 24 日から平成 23 年 2 月 23 日までの 6 ヶ月間の終値平均株価に基づき算定いたしました。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
①	市場株価平均法	0.42～0.47
②	類似会社比較法	0.35～0.53
③	D C F 法	0.42～0.55

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、吉野家ホールディングス及び京樽から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、吉野家ホールディングス、京樽及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成 23 年 2 月 23 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、吉野家ホールディングス及び京樽の財務予測については、吉野家ホールディングス及び京樽により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

レクス会計事務所は、吉野家ホールディングス及び京樽について、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うと同時に、D C F 法による算定も行いました。レクス会計事務所による算定結果は、以下の通りです。下記の株式交換比率の算定レンジは、京樽の普通株式 1 株について割当てられる吉野家ホールディングスの普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、平成 23 年 2 月 23 日を算定基準日とし、平成 23 年 1 月 24 日から平成 23 年 2 月 23 日までの 1 ヶ月間の出来高加重平均株価、平成 22 年 12 月 24 日から平成 23 年 2 月 23 日までの 2 ヶ月間の出来高加重平均株価、平成 22 年 11 月 24 日から平成 23 年 2 月 23 日までの 3 ヶ月間の出来高加重平均株価、並びに平成 22 年 8 月 24 日から平成 23 年 2 月 23 日までの 6 ヶ月間の出来高加重平均株価に基づき算定いたしました。

	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
①	市場株価平均法	0.4297～0.4726
②	D C F 法	0.4697～0.4843

レクス会計事務所は、株式交換比率の算定に際して、吉野家ホールディングス及び京樽から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、吉野家ホールディングス、京樽及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負

債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。レクス会計事務所の株式交換比率の算定は、平成23年2月23日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、吉野家ホールディングス及び京樽の財務予測については、吉野家ホールディングス及び京樽により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

(2) 算定の経緯

吉野家ホールディングス及び京樽は、それぞれが選定した上記第三者算定機関から提出された株式交換比率の算定についての専門家としての分析結果及び助言を慎重に検討し、またそれぞれにおいて吉野家ホールディングスと京樽との資本関係、過去の類似の株式交換事例における株式交換比率、両社の財務状況、業績動向、株価動向、配当動向等を勘案し、これを踏まえた交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記2.(3)の株式交換比率は妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成23年2月25日に開催された両社の取締役会において、本株式交換における株式交換比率を決定し、同日、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、吉野家ホールディングスと京樽との協議により変更することがあります。

(3) 算定機関との関係

野村證券及びレクス会計事務所はともに、吉野家ホールディングス及び京樽の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成23年7月1日をもって、京樽は吉野家ホールディングスの完全子会社となり、完全子会社となる京樽の株式は、JASDAQ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て平成23年6月28日に上場廃止（最終売買日は平成23年6月27日）となる予定です。上場廃止後はJASDAQ市場において京樽株式を取引することはできません。

(5) 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

本株式交換は、1.に記載のとおり、京樽を吉野家ホールディングスの完全子会社とすることによって、両社の企業価値向上を図ることを目的とし、京樽の普通株式の上場廃止を直接の目的とするものではありませんが、上記のとおり、結果として京樽普通株式は上場廃止となる予定です。

本株式交換の対価として交付される吉野家ホールディングスの普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）に上場されているため、本株式交換後に

においても、京樽の普通株式を 2 株以上所有し、本株式交換により 1 株以上の吉野家ホールディングス普通株式の割当てを受ける株主の皆様は、1 株以上の株式について引き続き、東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

また、本株式交換により、1 株に満たない端数の割当てを受けることとなる場合の取扱いの詳細については、上記 2. (3) (注 3) をご参照下さい。

なお、京樽の株主の皆様は、最終売買日である平成 23 年 6 月 27 日 (予定) までは、JASDAQ 市場において、その所有する京樽株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める権利を行使することができます。

(6) 公正性を担保するための措置

吉野家ホールディングスは、既に京樽の発行済株式総数の 50.14%を所有していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するために、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関である野村證券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として京樽との間で交渉・協議を行い、上記記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成 23 年 2 月 25 日開催の取締役会で決議しました。

一方、京樽は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するために、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるレクス会計事務所に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として吉野家ホールディングスとの間で交渉・協議を行い、上記記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成 23 年 2 月 25 日開催の取締役会で決議しました。

なお、吉野家ホールディングス及び京樽は、各第三者算定機関から、公正性に関する意見 (フェアネス・オピニオン) の取得はしておりません。

また、吉野家ホールディングスは法務アドバイザーとして三宅・今井・池田法律事務所を選任し、京樽は法務アドバイザーとしてビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所 (外国法共同事業) を選任し、法的な観点から本株式交換の適切な手続及び対応等について、それぞれ助言を受けました。

(7) 利益相反を回避するための措置

吉野家ホールディングスの取締役のうち、田中常泰氏は京樽の取締役を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、吉野家ホールディングスの取締役会における本株式交換の審議及び決議には参加しておらず、吉野家ホールディングスの立場で京樽との本株式交換の協議及び交渉にも参加しておりません。

京樽の取締役のうち、田中常泰氏は吉野家ホールディングスの取締役を兼務しているため、また、加藤建司氏は平成 22 年 5 月 27 日まで吉野家ホールディングスの取締役を兼務していたため、利益相反を回避する観点から、京樽の取締役会における本株

式交換の審議及び決議には参加しておらず、京樽の立場で吉野家ホールディングスとの本株式交換の協議及び交渉にも参加しておりません。また、京樽の監査役のうち、浦邊正記氏は吉野家ホールディングスの監査役を、松尾俊幸氏は吉野家ホールディングスの従業員をそれぞれ兼務しているため、利益相反を回避する観点から、京樽の本株式交換に係る取締役会の審議には参加しておりません。

京樽の取締役会における本株式交換に関する議案は、上記 2 名の取締役を除く取締役 5 名の全員一致により承認可決されており、上記 2 名を除く監査役 2 名も賛成意見を表明しております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（注 1）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 商 号	株式会社吉野家ホールディングス	株式会社京樽
(2) 所 在 地	東京都北区赤羽南一丁目 20 番 1 号	東京都中央区日本橋人形町二丁目 7 番 5 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 安部 修仁	代表取締役社長 山下 昌三
(4) 事 業 内 容	グループ会社の経営指導、管理等	持ち帰り鮎事業、店舗運営事業等
(5) 資 本 金	10,265 百万円	3,425 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 33 年 12 月 27 日	昭和 25 年 2 月 28 日
(7) 発 行 済 株 式 数	662,405 株	70,000 株
(8) 決 算 期	2 月末日	12 月末日
(9) 従 業 員 数	3,560 名（連結）	615 名（連結）
(10) 主 要 取 引 先	株式会社吉野家、株式会社吉野家 インターナショナル、ヨシノヤア メリカ・インク	株式会社神明、株式会社マルハニ チロ水産、株式会社ショクリュウ
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行、株式会社り そな銀行、株式会社三菱東京UF J 銀行、株式会社三井住友銀行	株式会社みずほ銀行、株式会社三 井住友銀行、株式会社三菱東京U F J 銀行
(12) 大株主及び持株比率	伊藤忠商事株式会社（注 2） 20.06% 日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社 5.54% 合同会社西友 3.97% 日本マスタートラスト信託銀行株 式会社 1.07% 吉翔会 0.88% （平成 22 年 8 月 31 日現在）	株式会社吉野家ホールディング ス 50.14% 株 式 会 社 カ ト ー サ ー ビ ス 23.47% 京樽従業員持株会 2.08% 田中 常泰 0.28% 中島 常喜 0.20%

(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	吉野家ホールディングスは、京樽の発行済株式数の 50.14% (35,100 株) の株式を保有しており、親会社であります。
人 的 関 係	吉野家ホールディングスの専務取締役である田中常泰氏は京樽の取締役を、同じく吉野家ホールディングスの常勤監査役である浦邊正記氏が京樽の監査役を兼任しております。
取 引 関 係	京樽は、吉野家ホールディングスより 1 店舗を賃借しております。
関連当事者への該当状況	京樽は、吉野家ホールディングスの連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(注1) 吉野家ホールディングスは平成 22 年 11 月末現在。京樽は平成 22 年 12 月末現在。ただし、特記しているものを除きます。

(注2) 平成 23 年 1 月 18 日に吉野家ホールディングスは自己株式の取得を行っており、それにより伊藤忠商事株式会社は所有する吉野家ホールディングス株式の全てを売却しており、持株比率は 0 となっております。

(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (注 3)						
決算期	吉野家ホールディングス (株式交換完全親会社)			京樽 (株式交換完全子会社)		
	平成 20 年 2 月期	平成 21 年 2 月期	平成 22 年 2 月期	平成 20 年 12 月期	平成 21 年 12 月期	平成 22 年 12 月期
連 結 純 資 産	75,094	72,678	61,197	8,064	5,457	5,524
連 結 総 資 産	100,856	112,406	105,202	16,063	12,859	12,623
1 株当たり連結純資産 (円)	110,173	107,429	91,117	115,213	77,964	78,921
連 結 売 上 高	155,779	174,249	179,602	31,501	27,035	25,681
連 結 営 業 利 益	6,222	3,582	△895	△438	△419	134
連 結 経 常 利 益	7,372	4,340	△476	△376	△406	219
連 結 当 期 純 利 益	186	208	△8,941	△1,830	△2,603	57
1 株当たり連結当期純利益 (円)	296	331	△14,162	△26,150	△37,195	818
1 株当たり配当金 (円)	2,000	2,000	2,000	—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注3) 平成 22 年 12 月期の 1 株当たり配当金は配当予定額となります。

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 商 号	株式会社吉野家ホールディングス
(2) 所 在 地	東京都北区赤羽南一丁目 20 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 安部 修仁

(4) 事業内容	グループ会社の経営指導、管理等
(5) 資本金	10,265 百万円
(6) 決算期	2 月末日
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。確定次第、開示いたします。
(8) 総資産	現時点では確定しておりません。確定次第、開示いたします。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引に該当する見込みです。なお、本株式交換により発生するのれんの金額は現時点では未定です。

7. 今後の見通し

京樽は、既に吉野家ホールディングスの連結子会社となっておりますので、本株式交換による吉野家ホールディングスの連結業績への影響は軽微となる見込みです。

8. 支配株主との取引等に関する遵守事項

吉野家ホールディングスは、京樽の発行済株式総数の 50.14%の株式を保有しており、本株式交換は、京樽にとりまして支配株主との取引等に該当します。京樽は、親会社である吉野家ホールディングス及びそのグループ企業との間において、吉野家ホールディングス又はそのグループ企業から自由な事業活動を阻害されるような状況になく、一定の独立性が確保されていると認識しております。また、吉野家ホールディングス及びグループ企業との取引については、他の企業との取引と同様の基準に基づいて行っており、資本関係による制約を受けることはございません。

京樽は、本株式交換についても、上記の経営の独立性を確保し、さらに、上記 3. (6) 「公正性を担保するための措置」及び (7) 「利益相反を回避するための措置」に記載の施策により、公正性を担保し、かつ利益相反を回避したうえで判断しております。

なお、京樽は、支配株主との間で利害関係を有しない独立役員である社外監査役川瀬庸爾氏より、平成 23 年 2 月 25 日、独立した第三者算定機関による算定結果及び法務アドバイザーの助言を参考として吉野家ホールディングスとの間で株式交換比率等に関する協議及び交渉を行っていること、会社法に則り、吉野家ホールディングスと利害関係のない役員のみにより上記算定結果及び助言を勘案して取締役会の審議及び決議がなされていることなどからは、本株式交換手続においては、京樽の少数株主保護の観点からの適切な配慮がなされているものと思われる旨の意見を入手しております。

以 上

(参考) 吉野家ホールディングスの当期連結業績予想 (平成 23 年 1 月 6 日公表分)

及び前期連結実績

(単位: 百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 23 年 2 月期)	175,000	4,500	4,800	500
前期実績 (平成 22 年 2 月期)	179,602	△895	△476	△8,941